

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間評価実施要領

平成 30 年 5 月 18 日決定

令和 4 年 11 月 28 日改正

北海道知事（以下、「知事」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「法人」という。）における中期目標期間の業務の実績について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

1 中期目標期間評価の方針

- (1) 法人の中期計画の実施状況等の調査・分析を通じて中期目標の達成状況を評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取組を評価する。
- (3) 評価に当たっては、学識経験者の知見を活用するため、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から意見を聴取する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。
- (5) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。
- (6) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。

2 中期目標期間評価の方法

中期目標期間評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、知事が「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

なお、項目別評価の視点は別紙のとおりとする。

(1) 法人が行う自己点検評価

法人は、中期目標及び中期計画の項目ごとに業務の実施状況について、「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

業務実績報告書の様式は、別添のとおりとする。

① 項目別実績

ア 項目別実績には、中期計画の項目ごとに業務実績を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

<自己点検・評価基準>

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
s 中期計画を上回って実施している	中期計画を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき	達成度が90%以上(s, aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
a 中期計画を十分に実施している	中期計画どおり実施しており、所期の成果等を得たとき	
b 中期計画を十分に実施していない	中期計画を実施しているが、所期の成果等が得られなかったとき	達成度が90%未満(b, cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
c 中期計画を実施していない	中期計画を実施していないとき	

イ 中期計画の「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別表に記載する中期目標の項目(法人点検項目)ごとに業務の実施状況を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

<中期目標の自己点検・評価基準>

評価基準	判断の目安
4 中期目標の達成状況が良好である	中期目標を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき
3 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標に達しており、所期の成果等を得たとき
2 中期目標の達成状況が十分ではない	中期目標に達しておらず、所期の成果等が得られなかったとき
1 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	中期目標に達しておらず、重大な改善事項がある

② 総括実績

総括実績には、項目別評価を踏まえ、中期目標期間における業務全体の実施状況及び特記事項について記述式により記載する。

(2) 知事が行う評価

① 項目別評価

知事は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別表に記載する中期目標(法人点検項目)及び中期計画の項目ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の結果を踏まえ、総合的に判断の上、次の基準により、別表に記載する中期目標の項目(知事評価項目)ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

＜中期目標の評価基準＞（中・小項目）

評価基準	判断の目安
4 中期目標の達成状況が良好である	中期目標を上回って実施しており、特に優れた成果が認められたとき
3 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標に達しており、所期の成果等を得たとき
2 中期目標の達成状況が十分ではない	中期目標に達しておらず、所期の成果等が得られなかったとき
1 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	中期目標に達しておらず、重大な改善事項がある

＜中期目標の評価基準＞（大項目）

評価基準	判断の目安
v 中期目標の達成状況が非常に優れている	知事が特に認める場合
iv 中期目標の達成状況が良好である	中期目標の中・小項目評価が全て3以上の場合
iii 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期目標の中・小項目評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
ii 中期目標の達成状況が不十分である	中期目標の中・小項目評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
i 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	知事が特に認める場合

※ 評価に当たっては、上記3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における法人の業務実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成状況について、総合的な評価を記述式により行う。

③ 評価委員会からの意見の聴取

知事は、項目別及び全体評価の案を作成したときは、(3)により評価委員会の意見を聴取し、その意見を踏まえ、評価を決定する。

(3) 評価委員会の意見

評価委員会は、知事から諮問を受け、知事が行おうとする評価について検証する。

検証に当たっては、法人の「業務実績報告書」や「自己点検・評価」の結果など、法人からヒアリングを行うとともに、業務の実施状況を確認、検証し、総合的に判断の上、

全体又は項目別に意見を述べる。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

3 主なスケジュール

R 7. 6月	業務実績報告書を受理
7月	評価委員会による法人へのヒアリング
8月	評価結果（案）の作成 評価結果の決定
9月	評価結果報告書を評価委員会に提出 評価結果を法人に通知 評価結果を公表 議会へ報告

4 その他

この評価実施要領は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。